

# HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.25

隼あすか法律事務所ニュースレター第 25 号 August 2019



## CONTENTS

- P. 1... スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律
- P. 3... 債権法改正
- P. 5... <セミナーレポート> オリンピックの広告規制の概要 ～アンブッシュ・マーケティング（便乗商法）とは～
- P. 6... <セミナーレポート> 知らないと怖い、海外ビジネスに潜むリスクと、優良な取引先の探し方
- P. 7... <セミナーレポート> 契約書作成・レビューにおける留意点～2020 年施行の民法改正（債権法改正）も見据えて～

## スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律

弁護士 椿原 直

### 第 1 日本における「アンチ・ドーピング」に関する初めての法律

ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを控え、スポーツへの関心は大いに高まってきているところです。

昨年 6 月には、「オリパラ関連四法」として、オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法、スポーツ基本法一部改正法、祝日法一部改正法及びドーピング防止活動推進法（正式名称は「スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律」）の 4 法が成立し、ビッグイベントの実施に向けた準備が進められています。

その中でも、スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律（以下、「ドーピング防止活動推進法」といいます。）は、日本における「アンチ・ドーピング」に関する初めての

法律として、スポーツ法関係者としては注目すべき法律であり、以下概要を紹介したいと思います。

## 第2 スポーツ団体の特徴・ステークホルダーとの関係性

### (1) 総則（1条から10条まで）

ドーピング防止活動推進法4条において、「国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。」「2国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。」との条項が定められ、法律上、「スポーツにおけるドーピング」を禁止することが明言されました。なお、「スポーツにおけるドーピング」の定義はドーピング防止活動推進法2条3項及び法を受けて定められた「スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令」に定めがあるところです。「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」2条3項によって画定される場所でありWADA規程、JADA規程の2.10に該当する規程は含まれていないようです。なお、違法であることが明言された「スポーツにおけるドーピング」ですが、罰則規定は設けられませんでした。立法に当たり侃侃諤諤の議論がなされ、立法事実の有無や可罰的違法性についての議論がなされましたが、最終的には、後述するとおり、いわゆるインテリジェンス（情報の共有）に関する立法に収斂されたものと考えられます。

その他、スポーツに関連する当事者として、国、JSC、競技会の運営団体（NFを想定していますが、それに限らないと考えられます。）、地方公共団体の、スポーツにおけるドーピングの防止における責務や、相互に連携して共働すべき努力義務が定められることになりました（ドーピング防止活動推進法5条から9条まで）。

最後に、政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないことが定められています（ドーピング防止活動推進法10条）。

### (2) 基本方針（11条）

ドーピング防止活動推進法11条では、「文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。」と定め、これらの方針策定が文部科学大臣においてなされるべきことが明示されました。

### (3) 基本的施策（12条から16条）

柱としては、教育活動等、情報の共有等、国際協力の推進等の3点が定められています。

まず、ドーピング防止活動に関する人材の育成及び確保、研究開発の促進、教育及び啓発活動の推進等について、必要な施策を講ずるものとする事が定められています（ドーピング防止活動推進法12条から14条まで）。

次に、国は、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとし、文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる事が定められています（ドーピング防止活動推進法15条）。

また、国は、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする事とされています（ドーピング防止活動推進法16条）。

注目すべきは、後者の2点であり、「スポーツにおけるドーピング」を効果的に検知するため、行政機関で得られた情報を共有するための施策を講じ、関係行政機関長に対し必要な協力を求め、国際的にも連携を図るために必要な施策を講じることとなっています。従来懸念とされていたのは、税関等の水際で、「スポーツにおけるドーピング」が行われる蓋然性があるにもかかわらず、これが見逃される結果、覚知可能であった「スポーツにおけるドーピング」が見逃されるということでした。これを防ぐため、「必要な施策を講じる」ことができるのであれば、「スポーツにおけるドーピング」そのものに対する罰則を課すまでの必要がないというのが、立法の経緯であると思われます。

もっとも、同法が施行された昨年10月1日以降10月が経過していますが、具体的な施策そのものはまだはっきりとしていません。具体的な施策の内容がどうなるのか、今後も注視が必要と思っています。

## 債権法改正

弁護士 鈴木 一平

「民法の一部を改正する法律」（以下同法による改正前の民法を「旧民法」、改正後の民法を「新民法」といいます。）が平成29年5月26日に成立、同年6月2日に公布され、令和2年4月1日からの施行が予定されています。

本稿では、今回の民法改正において変更があった点のうち、日常的に触れる機会の多い、請負契約に関する改正の内容を一部ご紹介します。

### 1 新民法 634 条（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）の規律

同条は、改正前民法下での判例法理を、仕事完成前の解除の場面に広げる内容となっています。

すなわち、請負は、仕事の完成に対して報酬が支払われる契約であるため、請負人は、仕事を完成させていなければ途中まで仕事をしたとしても報酬を請求できないのが原則ですが、改正前民法の判例法理を踏まえ、①仕事の完成が不能となった場合または請負が仕事完成前に解除された場合において、②既にされた仕事の結果が「可分」であり、かつ、その給付によって注文者が利益を受けるときは、既にされた部分について、仕事の完成があったものとみなし、その結果、請負人は、「注文者が受ける利益の割合に応じて」注文者に対して「報酬」を請求することができることとされています。

なお、ここでいう「報酬」には、既にされた仕事のうち、可分の給付によって注文者が利益を受ける部分に対応する費用であって、請負人が既に支出したもの（既にした仕事の報酬に含まれていない費用）も含まれるものと考えられています。

### 2 改正前民法 634 条、同 635 条（請負人の瑕疵担保責任）の削除

請負人の瑕疵担保責任として、仕事の目的物に瑕疵があった場合における注文者の修補請求権及び損害賠償請求権（改正前民法 634 条）、並びに解除権（改正前民法 635 条）が規定されていましたが、これらの規定は今回の民法改正によって削除されることとなりました。これは主として、改正前民法において規定されていた修補請求権・損害賠償請求権、及び解除権については、目的物の種類・品質に関する契約不適合を理由とする買主の権利を定めた新民法 562 条（追完請求権）・同 563 条（代金減額請求権）・同 564 条（債務不履行を理由とする損害賠償請求権・解除権）の規定が、同 559 条を介して請負契約にも準用されることとなったため、敢えて特別の規定を設ける必要性がなくなったことに起因します。

その結果、改正前民法においては、仕事完成前は一般の債務不履行、完成後は瑕疵担保の問題とするという前提の下、「仕事の完成」の前か後かが重要な基準となっていました。新民法の下では、「仕事の完成」の前後で区別する必要がなくなっています。

### 3 新民法第 637 条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）の規律

仕事の目的物の契約不適合を注文者が知った場合には、知った時から 1 年以内に契約不適合の事実を請負人に通知しなければ、その不適合を理由とする追完請求権、報酬減額請求権、損害賠償請求権、解除権を失うもの（失権効）とされています（なお、期間の起算点については、改正前民法 637 条では引渡し時又は仕事終了時であったのが、新民法においては、契約不適合を注文者が知ったときから起算するものとされています。）。

なお、本条にいう「不適合の通知」とは、単に不適合を通知することで足り、請負人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げて請求する損害額の根拠までを示すことは必要ないものとされています（この点については、従前の判例法理からも変更がなされています。）。

#### 4 改正前民法 638 条・639 条（請負人の担保責任の存続期間、同期間の伸長）の削除

改正前民法 638 条は（改正前民法 637 条が仕事の目的物に瑕疵があった場合の注文者の権利保全期間を 1 年としていたのに対して）、土地工作物が仕事の目的物であったときに、その瑕疵について、5 年から 10 年という権利保全期間の特則を設けていましたが、この点については今回の民法改正によって削除されています。

これは、前記 3 で述べた新民法 637 条によって、注文者が契約不適合を知ってから 1 年以内に請負人に対して通知しなければ原則として失権するものとされたため、土地工作物についてあえて特別の長期の期間を定める必要性が乏しくなったこと等がその理由として説明されています。

#### 5 新民法 642 条（注文者についての破産手続の開始による解除）の規律

注文者が破産手続開始の決定を受けたときに、請負人又は破産管財人が、請負契約を解除することができる点は、改正前民法と新民法で変更はありません。

ただし、本条に基づく解除が、注文者が危機的状況でも、先履行となる仕事完成債務を履行しなければ請負人は報酬を得られず、その結果、請負人が多大な損害を被ることとなる危険を回避するために設けられたものであることを踏まえ、新民法では、請負人による契約の解除については、仕事の完成後の解除はできないことが明記されています。

以上のとおり、今回の民法改正において、請負契約については、瑕疵担保責任の内容等大き法改正が行われています。施行まで 1 年を切り、契約書の雛形のアップデート等新民法への対応を迅速かつ確実に進めていく必要があります。

### <セミナーレポート>

#### 「オリンピックの広告規制の概要～アンブッシュ・マーケティング（便乗商法）とは～」 弁護士 金子 典正

2019 年 6 月 19 日（水）14：00～15：00、「オリンピックの広告規制の概要 ～アンブッシュ・マーケティング（便乗商法）とは～」と題するセミナーを弊事務所会議室にて開催いたしました。

今回のセミナーでは、オリンピックを中心に、知的財産権の保護の観点から、広告・宣伝活動にはどのような規制が存在するのか、アンブッシュ・マーケティングとは何かという基本的な部分をご説明させて頂くとともに、過去のオリンピック開催国の規制の状況や、商標法ないし不正競争防止法に関する過去の裁判例を通して、オリンピックの際の特別の広告規制の可否、規制の範囲について具体例を挙げて、当職の見解をお伝えいたしました。

た。

当日は、企業の宣伝広告担当者の皆様を中心に多数ご来場いただき、セミナー終了後も複数社から直接ないし間接の追加のご質問を受けるなど、活気のある有意義なセミナーとなったものと思料いたします。

当職としては、今後も引き続き我が国におけるアンブッシュ・マーケティングに関する特別法制定の動きについて注視し、随時、追加情報をご報告させて頂く予定であります。

また、オリンピックの広告規制に限らず、企業の広告・宣伝活動における疑問点やお困りの点などがございましたら、お電話やメールで構いませんので、当職宛てにお気軽にお問い合わせください。

#### <セミナーレポート>

##### 「知らないと怖い、海外ビジネスに潜むリスクと、優良な取引先の探し方」

弁護士 鈴木 康之

本セミナーでは、これから海外事業を開始することを見据える事業者を主な対象として、海外事業にまつわるリスクと初期段階で注意すべき現地パートナー企業の選定について解説いたしました。

セミナーの前半では、海外ビジネスで発生するリスクについて、事例を紹介しつつ説明いたしました。参加者からの質問は、個別の事例での考え方に関するものが多かったです。実際に弊所で取扱った事例の中から、複数のパターンの事例を紹介させていただいた結果、一般論にとどまらず、より具体的に問題点を認識していただけたのではないかと考えております。

また、後半には、中国に絞った優良な現地パートナー企業の探し方について、香港で調査サービスを提供するAndre Wong氏に解説してもらいました（日英同時通訳）。現地パートナー企業との考え方にギャップがあることを認識するとともに、KYCサービスの利用などを通じた事前調査の必要性が説明されていきました。

約15名弱と、比較的多くの方々に参加していただき、皆様の海外事業に対する関心の高さがうかがえました。海外の法律や規制でお困りの場合などには、お電話やメールで構いませんので、お気軽にお問い合わせください。

#### <セミナーレポート>

##### 「契約書作成・レビューにおける留意点～2020年施行の民法改正（債権法改正）も見据えて～」

弁護士 多田 光毅、鈴木 康之、幅野 直人

BUSINESS LAWYERS / 弁護士ドットコム株式会社が主催するセミナーで、弊所弁護士がスピーカーを務め、会社の法務にとって最も基本的な事項の1つである契約書の作成・レビューにおける留意点を基本的事項から実践的な実例まで解説しました。また、会社の法務で頻りに用いられる業務委託契約について、契約書作成・レビューにおける注意点を説明しました。当日は、法務担当者の方、特に、新たに法務担当に配属された方、すでに法務の経験はあるものの今一度基本から確認したい方、民法改正に未対応の法務部門担当者の方を中心に多くの方ご参加いただき、契約書作成における基本的事項から民法改正対応に関する応用的な質問まで数多くの質問がされるなど、活気あるセミナーとなりました。また、大変有難いことに多数の方からセミナー参加のご希望をいただいたため、5月の第1回開催に続き、同内容でのセミナーを7月にも第2回を開催させていただきました。今後も同内容のセミナーを開催させていただく予定です（次回は9月19日（木）を予定しております。）。

民法改正の施行日も近付いて参りました。契約書のチェック・レビューだけでなく、貴社雛型の民法改正対応につきましても、弊所が提供しているサービス「契約書アウトソーシング」にて対応可能です。詳細は、弊所HPよりご確認ください。

## 編集後記



今年は7月下旬までは比較的涼しい気温が続いておりましたが、最近になり急激に蒸し暑い気候となってきました。皆様、熱中症など体調を崩されたりしていませんか。熱中症対策として重要なのは、やはり水分の補給です。のどが乾いていなくても、こまめに水分をとることが大切といえます。また、ただの水よりも、スポーツドリンクなどの塩分を含む飲料の方が、汗で失われた塩分の補給にも役立ちます。皆様、お身体に気をつけて、今年の夏を乗り切りましょう。

（ニュースレター編集チーム）

## 配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま [newsletter@halaw.jp](mailto:newsletter@halaw.jp) 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

## 当事務所の連絡先

〒100 - 6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階

隼あすか法律事務所

電話: 03-3595-7070 / FAX: 03-3595-7105

E-mail: info@halaw.jp / URL: <https://www.halaw.jp/>

---

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。